

松江市特定教育・保育施設等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき実施する指導等（法第14条第1項の規定により行う質問、立入り及び検査等（以下「質問等」という。）及び各種指導等をいう。）及び法第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定に基づき実施する監査に関する基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 指導等及び監査は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

(指導等及び監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導等及び監査の対象は次に掲げる特定教育・保育施設等とする。

- (1) 幼保連携型認定こども園
- (2) 幼稚園型認定こども園
- (3) 保育所型認定こども園
- (4) 私立幼稚園
- (5) 保育所
- (6) 小規模保育事業

(指導等方針)

第4条 指導等は、特定教育・保育施設等に対し、法第33条及び第45条に定める設置者の責務、松江市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年松江市条例第44号）で定める運営に関する基準（以下「確認基準」という。）、及び国から発出される施設型給付費等の算定に関する基準等に定める特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底するとともに過誤・不正の防止を図るために実施する。

なお、私立幼稚園に対する指導（特に教育内容に関するもの）を行うに当たっては、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを尊重する。

また、幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について公認会計士又は監査法人の監査（以下「外部監査」という。）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、指導の対象としないことができる。

(指導形態等)

第5条 指導等の形態は、「集団指導」及び「実地指導」とし、原則としてこども政策課が実施するものとする。

(指導対象の選定)

第6条 指導等は全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導の選定基準

原則として、1年に1回以上全ての特定教育・保育施設等を対象とする。

(2) 実地指導の選定基準

① 全ての特定教育・保育施設等を対象に、定期的かつ計画的に実施する。

ア. 幼稚園型認定こども園及び私立幼稚園については、島根県（以下「県」という。）の私立幼稚園担当部局が2年に1回行う訪問調査と合同で実施することを基本とする。

イ. 上記ア以外の特定教育・保育施設等については、原則として児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の17及び第46条並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条に基づき実施する立入検査による指導監査（以下、「児童福祉施設等監査」という。）と併せて実施する。

② その他特に実地による指導を要すると認める特定教育・保育施設等を対象に随時実施する。

（指導実施計画の策定）

第7条 特定教育・保育施設等に対する指導等の実施に当たっては、前年度の指導等の状況を踏まえて指導実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する。

2 実施計画は、毎年度策定するものとする。

3 実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 実施方針

(2) 重点指導項目

(3) 実地指導対象特定教育・保育施設等

(4) 実施時期

(5) その他必要な事項

（指導実施通知）

第8条 前条の規定により策定した実施計画に基づき特定教育・保育施設等に対し、原則として指導等実施日の1ヶ月前までに文書により通知するものとする。

2 集団指導を実施する特定教育・保育施設等に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 集団指導の日時及び場所

(2) 指導内容

(3) その他必要な事項

3 実地指導を実施する特定教育・保育施設等に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 幼稚園型認定こども園、私立幼稚園の場合又は児童福祉施設等監査と併せて実施しない場合

ア. 実地指導の根拠規定

イ. 実地指導の日時及び場所

ウ. 実地指導を行う職員（以下「指導職員」という。）の所属及び職名並びに氏名

エ. 出席者

オ. 準備すべき書類等

カ. 実地指導に同席する県の担当者の有無（幼稚園型認定こども園及び私立幼稚園に限る。）

(2) 児童福祉施設等監査と併せて実施する場合

ア. 児童福祉施設等監査の実施通知に、「実地指導の根拠規定」等を加える。

4 事前通知を行うことによって指導の目的を達成することが困難であると認められる場合は、通知を行わず指導を実施することができるものとする。

(指導方法)

第9条 集団指導は、特定教育・保育施設等に対し、特定教育・保育等の提供及び施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施するものとする。

なお、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努める。

2 実地指導は、特定教育・保育施設等に対して、関係書類を閲覧し、面談方式により実施するものとする。

3 前項の実地指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、直ちに監査を実施するものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(実地指導体制)

第10条 実地指導は、2名以上（児童福祉施設等監査と併せて実施する場合は、併せて2名以上）の職員で実施するものとする。

(実地指導後の措置)

第11条 指導職員は、実地指導後、特定教育・保育施設等に対し、指導結果について講評を行い、改善を要すると認められた事項については、所要の改善を行うよう指導を行うものとする。

2 指導職員は、実地指導後、速やかに復命書を作成し、特定教育・保育施設等の問題点等を明確にした上で復命するものとする。

3 指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なもの等を除き、後日、文書によって通知を行うものとする。

4 改善を要すると認められた事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）を報告させ、挙証資料等により確認するものとする。

5 指導結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況等の確認を行うため、「社会福祉法人等指導・監査改善状況管理台帳」に記載するものとする。

6 児童福祉施設等監査と併せて実施する場合は、第1項から第5項までの規定については、児童福祉施設等監査に併せて実施する。

(監査方針)

第12条 監査は、特定教育・保育施設等について、法第39条、第40条、第51条及び第52条に定める行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合並びに第9条第3項に基づき、監査に移行した場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

なお、私立幼稚園に対する監査を行うに当たっては、それぞれが建学の精神に基づく特色ある教育活動を展開していることを尊重する。

（監査対象の選定基準）

第13条 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施するものとする。

（1）要確認情報

① 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

② 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

（2）実地指導において確認した違反疑義等の情報

（3）重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

（4）意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

（監査実施通知）

第14条 監査（第9条第3項に係るものを除く。）を実施する特定教育・保育施設等に対し、通知する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）幼稚園型認定こども園、私立幼稚園の場合及び児童福祉施設等監査と併せて実施しない場合

ア. 監査の根拠規定

イ. 監査の日時及び場所

ウ. 監査を行う職員（以下「監査職員」という。）の所属及び職名並びに氏名

エ. 出席者

オ. 準備すべき書類等

カ. 監査に同席する県の担当者の有無（幼稚園型認定こども園及び私立幼稚園に限る。）

（2）児童福祉施設等監査と併せて実施する場合

ア. 児童福祉施設等監査の実施通知に、「監査の根拠規定」等を加える。

2 前条第3号に規定する重大事故に関する情報に基づく場合など事前通知を行うことによって監査の目的を達成することが困難であると認められる場合は、通知を行わず監査を実施することができるものとする。

（監査方法）

第15条 違反疑義等の確認について必要があると認めるときは、法第38条及び第50条に基づき、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該監査職員に関係者に対して質問させ、若しくは

特定教育・保育施設等その他特定教育・保育施設等の運営に係る場所に入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(監査体制)

第 16 条 監査は、2 名以上の職員（児童福祉施設等監査と併せて実施する場合は、併せて 2 名以上）で実施するものとし、原則として 1 名は、係長級以上の職にある者とする。

(監査後の措置)

第 17 条 監査職員は、監査後、速やかに復命書を作成し、特定教育・保育施設等の問題点等を明確にした上で復命するものとする。

2 監査の結果、法に定める行政上の措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、文書によって通知を行うものとする。

3 改善を要すると認められた事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）を報告させ、挙証資料等により確認するものとする。

4 監査結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況等の確認を行うため、「社会福祉法人等指導・監査改善状況管理台帳」に記載するものとする。

5 児童福祉施設等監査と併せて実施する場合は、第 1 項から第 4 項までの規定については、児童福祉施設等監査に併せて実施する。

6 監査の結果、違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第 39 条及び第 51 条（勧告、命令等）、法第 40 条及び第 52 条（確認の取消し等）の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。なお、「勧告」、「命令」及び「確認の取消し等」はこども政策課が行うものとする。

(1) 勧告

法第 39 条第 1 項及び第 51 条第 1 項に定める確認基準違反等が認められた場合、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、勧告をした特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限内に文書により報告を求めるものとする。

(2) 命令

特定教育・保育施設等の設置者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。なお、命令をしたときは、その旨を公示する。

また、命令をした特定教育・保育施設等に対し、期限内に文書により報告を求めるものとする。

(3) 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、法第 40 条第 1 項各号及び第 52 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

確認の取消し等をしたときは、その旨を公示する。

- 7 監査の結果、当該特定教育・保育施設等の設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。
- 8 勧告、取消処分等を行った場合において、当該勧告、取消処分等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行う。
- 9 前項に加え、取消処分等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるようにする。

（県との連携）

第18条 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び私立幼稚園については、法第39条第2項及び第40条第1項第2号の規定の趣旨を踏まえ、認可基準等に関する事項に係る指導等及び監査については、県と事前に協議を行うなど、綿密に連携を図るものとする。また、県に対して、集団指導の概要、実地指導及び監査の結果の通知、改善報告書の概要、行政上の措置及び不正利得の徴収の内容について、必要な情報提供を行う。

- 2 複数の市町村に関係がある違反疑義等に関する情報を得た場合は、県に総合的な調整を依頼する。

（重大事故が発生した場合）

第19条 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該施設における対応状況等を確認する。

- 2 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導監督に反映させる。

（職員留意事項）

第20条 指導等及び監査を行う職員（以下「指導監査職員」という。）は、指導等及び監査の手順及び分担を定め効率的に行うように努めるほか指導等及び監査を受ける特定教育・保育施設等の業務に支障がないよう留意するものとする。

- 2 指導監査職員は、指導等及び監査に当たっては、市長が発行する身分証を携帯し、かつ関係者からの請求があるときには、これを提示し、常に穏健かつ冷静な言動と指導援助的態度で接することにより特定教育・保育施設等の理解と協力が得られるように努めるものとする。

- 3 指導監査職員は、事実の認定及び事務処理の判断に当たっては、常に公平不偏の態度で臨むよう努めることとする。

（社会福祉法人等指導監査連絡会議）

第21条 この要綱に定める指導等及び監査に関する重要な事案等については、健康福祉部

内に設置する「社会福祉法人等指導監査連絡会議」において審議するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。